

# 要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年7月21日

要望団体名: 全日本建設交運一般労働組合全国ダンプ部会東北地方協議会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1. ダンプカーの運賃改善について	<p>御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。</p> <p>公共土木工事の設計積算については、県の積算基準（国の基準と同様）により適切に行っています。</p> <p>技能労働者の適切な賃金水準の確保については、建設業の担い手確保の観点からも重要であり、建設業団体に対して国から文書で要請がなされているほか、県から各市町村へも周知を図っています。</p>	B		
2. 過積載防止のための資材購入業者に対する指導について	<p>御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。</p> <p>なお、本県では、特記仕様書で積載超過防止対策を規定し、過積載を行っているとは認められる資材納入業者から資材を購入しないこととしています。</p>	B		
3. 建設残土の適切な処分のためのトレーサビリティ制度の新設、必要経費の支払い確保及び中間処理場の実態調査について	<p>トレーサビリティ制度については、国においてICカードを用いたトレーサビリティシステム等の試行が進められていることから、国の検討状況を注視していきます。(B)</p> <p>建設残土の処分に必要な経費については、県の積算基準（国の基準と同様）により適切に計上しています。(B)</p> <p>実態調査については、今後国が示すガイドラインについて注視していきます。(B)</p>	B : 3		
4. ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）第12条に規定する団体加入者の使用の徹底等について	<p>契約図書である特記仕様書の積載超過防止対策の条項において、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と明記しており、受注者に趣旨の周知を図っています。</p>	B		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
5. 過積載防止装置の開発推進と装着の義務付け及び背番号を表示しないダンプやさし枠装着ダンプの排除について	<p>重量リミッターの開発と装着義務付けについては、交通安全や環境対策の観点からも重要と認識しており、機会をとらえて国の関係機関に要望の趣旨を伝えていきます。(B)</p> <p>また、年4回実施している過積載防止現場総点検において、背番号表示の有無やさし枠装着ダンプの有無について点検を行っています。(B)</p>	B : 2		
6. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の趣旨の徹底について	<p>令和4年4月に改定されたガイドラインは、建設工事に従事する一人親方の実態の適切性の確認を求めているものであり、運搬業務に従事するダンプ労働者を対象とするものではないことから、機会を捉えて、業界団体に趣旨の周知を図っていきます。</p>	B		
7. 下請業者等による建設業退職金共済証紙の確実な貼付及び一人親方の労災保険特別加入の推進指導等について	<p>県では、建設業退職金共済制度について、受注者に対し掛金収納書を提出させるとともに、下請企業を含め、共済証紙が必要な労働者に適切に配布されているか受払簿の確認を行っています。(B)</p> <p>また、一人親方の労災保険特別加入の推進については、令和2年3月に策定した「岩手県における建設工事従事者の安全及び健康確保に関する計画」に基づき、引き続き、関係機関と連携して、元請負人等に対し周知を図っていきます。(B)</p>	B : 2		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり